

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成19年4月9日

近畿地方整備局

京都国道事務所長 見坂 茂範

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、京都国道事務所管内の道路事業の効率性、実施過程の透明性の向上を図るために、道路整備による直接効果、社会経済効果の検討、事業の評価手法の検討を行い、道路整備効果資料、達成度報告書・業績計画書を作成するものである。

本業務を実施するにあたっては、京都国道事務所管内の道路整備・地域計画、経済に関する蓄積されたデータに基づく交通工学的観点、経済的・社会的観点等の高度な知見に基づいた事業の定量的評価手法、道路整備効果の定量化手法等を用いた事業評価に関する技術力が必要であり、(社)システム科学研究所(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1)業務名 平成19年度事業効果検討業務

(2)業務内容 道路整備効果の評価手法検討

道路整備効果算定・資料作成

平成18年度達成度報告書/平成19年度業績計画書及び

平成19年度達成度報告書/平成20年度業績計画書(案)の検討・作成

(3)履行期限 平成20年3月10日

3. 業務目的

本業務は、京都国道事務所管内の道路事業の効率性、実施過程の透明性の向上を図るために、道路整備による直接効果、社会経済効果の検討、事業の評価手法の検討を行い、道路整備効果資料、達成度報告書・業績計画書を作成するものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計例(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けているもの。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

- (2) 技術力に関する要件
 過去5年間に、道路行政マネジメントに係る適切なアウトカム指標の提案や事業効果の表現方法などのアカウントビリティ向上検討を実施した業務経験を有していること。
 交通工学的観点だけでなく、経済的・社会的観点等の高度な知見に基づいた事業の定量的評価手法、道路整備効果の定量化手法を有していること。
 京都国道事務所管内の道路整備・地域計画、経済に関するデータが体系的に整理され、各種道路施策の達成度と業績計画を確実に評価するための基礎的な情報・ノウハウを保有していること。
- (3) 中立性・公平性に関する要件
 特定の企業・個人に偏りしない、公平・中立な立場で業務を実施することが出来ること。
- (4) 守秘性に関する要件
 ・守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- (5) 業務執行体制に関する要件
 ・道路の整備効果、社会経済効果の分析手法、交通工学に関する分析手法について、学識経験者の意見を日常的に聞き取りできる状況にあるなど、高度な学術的知見を幅広く収集する体制にあること。
 ・京都国道事務所管内に本社・本店等又は支社・支店・営業所等があること。
- (6) 業務実績に関する要件
 元請けとして、平成14年度以降において完了し引き渡しが済んでいる業務で1件以上の同種業務または類似業務の実績を有していること。
 1) 同種業務：国が発注した近畿地方整備局管内における道路整備の経済効果検討業務（ただし、B/C等のみならず多方面からの効果を定量的に検討、算出していること）及び、府県版達成度報告書/業績計画書作成業務
 2) 類似業務：近畿地方整備局管内の府・県または政令市が発注した道路整備の経済効果検討業務（ただし、B/C等のみならず多方面からの効果を定量的に検討、算出していること）及び、府県版達成度報告書/業績計画書作成業務
- (7) 配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績等は以下のとおりとする。
- 管理技術者の資格
 以下の資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。
- 管理技術者：・技術士（総合技術監理部門）
 ・技術士（建設部門に限る。）ただし、平成14年度以降の試験合格者の場合には、13年以上の実務経験を有し、かつ同種・類似業務の実績を有する者。
 ・RCCM ただし、同種・類似業務の実績を有する者。
- ・同種及び類似業務の実績
 平成14年度以降において完了し引き渡しが済んでいる業務で1件以上の同種業務または類似業務の実績を有していること。
- ・手持ち業務量
 全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

担当技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

平成14年度以降において完了し引き渡しが済んでいる業務で1件以上の同種業務または類似業務の実績を有していること。ただし、業務内容に対応する複数の各担当技術者で同種業務または類似業務の実績を有していてもよい。

・手持ち業務量

全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒600-8234京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808
国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所経理課契約指導係
電話：075-351-3300(代)(内線228) FAX：075-353-7079

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成19年4月9日(月)から平成19年4月27日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで

交付場所

(1)に同じ。

交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提期期限

平成19年5月1日(火)16時00分

提出場所

(1)に同じ。

提出方法

持参すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者も、参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(3) 参加意思確認書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(4) 参加意思確認書及び添付資料に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(5) 提出された参加意思確認書は返却しない。なお、提出された参加意思確認書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

(6) 参加意思確認書の提出後において、原則として参加意思確認書に記載された内容の変更を認めない。また、参加意思確認書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

以上